

甘味資源作物等農業機械等リース支援基金に係る業務方法書

平成25年3月12日
全国地域作物等振興協議会

(目的)

第1条 この業務方法書は、全国地域作物等振興協議会（以下「協議会」という。）が行う、さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、甘味資源作物等生産振興緊急対策事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2827号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及びさとうきび等安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2829号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、協議会が行う業務についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協議会は、その業務の公共的重要性に鑑み、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を能率的に運営するものとする。

(基金の造成)

第3条 協議会は、実施要綱第5の1の(3)に定められた甘味資源作物等農業機械等リース支援基金（以下「基金」という。）を国からの補助金により造成するものとする。

2 協議会は、交付要綱第5に基づき、基金の原資となる補助金について農林水産大臣に対して交付申請を行い、当該交付申請に係る補助金の交付を受けるものとする。

(基金の管理方法及び使途)

第4条 協議会は、基金を実施要綱第2の1の(3)の甘味資源作物等農業機械等リース支援事業（以下「事業」という。）以外の使途に使用してはならない。ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を得て、事業の実施に係る事務に要する経費（別紙）に充てることができる。

2 協議会は、基金を金融機関への貯金等元本が保証された方法により運用するものとする。

3 協議会は、基金を他の業務に係る資金と区分して経理するため、基金勘定を設け、国からの補助金及び次条に基づき資金に繰り入れられた金額を積立金として会計処理するものとする。

4 協議会は、第8条に基づき交付決定を行った助成金の交付及び事務に要する経費の支出を基金から行う場合には、基金取崩計画書を作成し、あらかじめ生産局長の

承認を得た上で、前項における積立金から必要な額を取り崩し、これを行うものとする。

(果実の取扱い)

第5条 協議会は、基金の運用に伴い生ずる収入を、基金に繰り入れるものとする。

(事業の公募)

第6条 協議会は、実施要綱別表に掲げる事業実施主体（以下「事業主体」という。）を、協議会の構成員が作成するホームページに、実施要綱及び実施要領に基づき作成する「甘味資源作物等農業機械等リース支援事業公募要領（以下「公募要領」という。）」を掲載する方法により公募する。

(業務の内容)

第7条 協議会は、事業主体に対し、実施要綱別表に掲げる補助率の範囲内で、事業の実施に必要な経費を助成するものとする。

(助成金の交付決定手続)

第8条 協議会は、事業主体から事業に係る事業実施計画（以下「実施計画」という。）の承認申請及び助成金の交付申請があった場合には、内容審議の上、適当と認められるときは、速やかに実施計画の承認及び助成金の交付決定を行うものとする。なお、実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ生産局長と協議を行うものとする。

2 事業主体は、前項の助成金の交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

3 第1項の規定は、実施計画又は助成金の変更申請があった場合について準用する。

(助成金交付決定の際に付する条件)

第9条 協議会は、前条の規定に基づき交付決定を行う場合には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第1799号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、実施要綱、実施要領及びこの業務方法書によること。

(2) 前号に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために必要と認める

条件。

(助成金の交付)

- 第10条 事業主体は、助成金の支払の請求をしようとするときは、別紙様式第3号により事業実績報告書を作成し、借受書の写し及びリース物件価格を証明する書類等を添付した上で、協議会に提出するものとする。
- 2 協議会は、事業主体から助成金の支払の請求があった場合には、当該申請者が実施計画に基づいた事業を行ったかどうかについて必要に応じて現地の確認を行い、当該事業が適切に行われたと判断した場合には、当該報告書に基づき助成金を支払うものとする。
- 3 第8条2項のただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを助成金から減額して報告しなければならない。
- 4 第8条2項のただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が上回る部分の金額）を速やかに協議会に報告するとともに、協議会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(助成金の返還)

- 第11条 協議会は、助成金の交付を受けた者が、以下のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した額を加算することができるものとする。
- (1) 交付決定後の事情の変更により、交付決定に係る事業の全部又は一部が遂行できなくなった場合
- (2) 第9条の規定により付された条件に違反した場合
- (3) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた場合

(事業実施状況の報告)

- 第12条 事業主体は、実施要綱第7の1に基づく事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、協議会に報告するものとする。
- 2 協議会は、実施要項第7の2に基づき、第1項により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(事業の評価)

- 第13条 事業主体は、実施要綱第8に基づく成果目標の達成状況等事業の評価について、目標年度の翌年度の7月末日までに、協議会に報告するものとする。
- 2 協議会は、第1項の事業の評価が適切になされていないと判断される場合は、当該事業主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 協議会は、第1項の事業の評価について、成果目標が達成されていないと判断される場合は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むように指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、第1項及び第2項に準じて行うものとする。
- 5 協議会は、実施要項第8の2に基づき、前項により提出のあった評価報告内容を審査し、生産局長に報告するとともに、速やかに公表するものとする。
- 6 協議会は、3により事業主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

(基金管理状況の報告)

第14条 協議会は、毎年度の上半期（4月から9月まで）及び下半期（10月から3月まで）の基金の管理状況を取りまとめ、基金管理状況報告を作成し、各半期最終月の翌月末までに生産局長に提出し、この内容について公表するものとする。

(証拠書類の保管)

第15条 協議会は、必要に応じて、事業実施主体の経理内容を調査し、事業の助成金の申請及び交付事務に係る関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

2 協議会は、事業の助成金の交付の基礎となった証拠書類を、助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

(事業の終了)

第16条 協議会は、国の事業が終了した場合には、事業を終了するものとする。

附 則

この業務方法書は、実施要綱第5の6の(3)の規定により生産局長の承認を受けた日から施行する。